

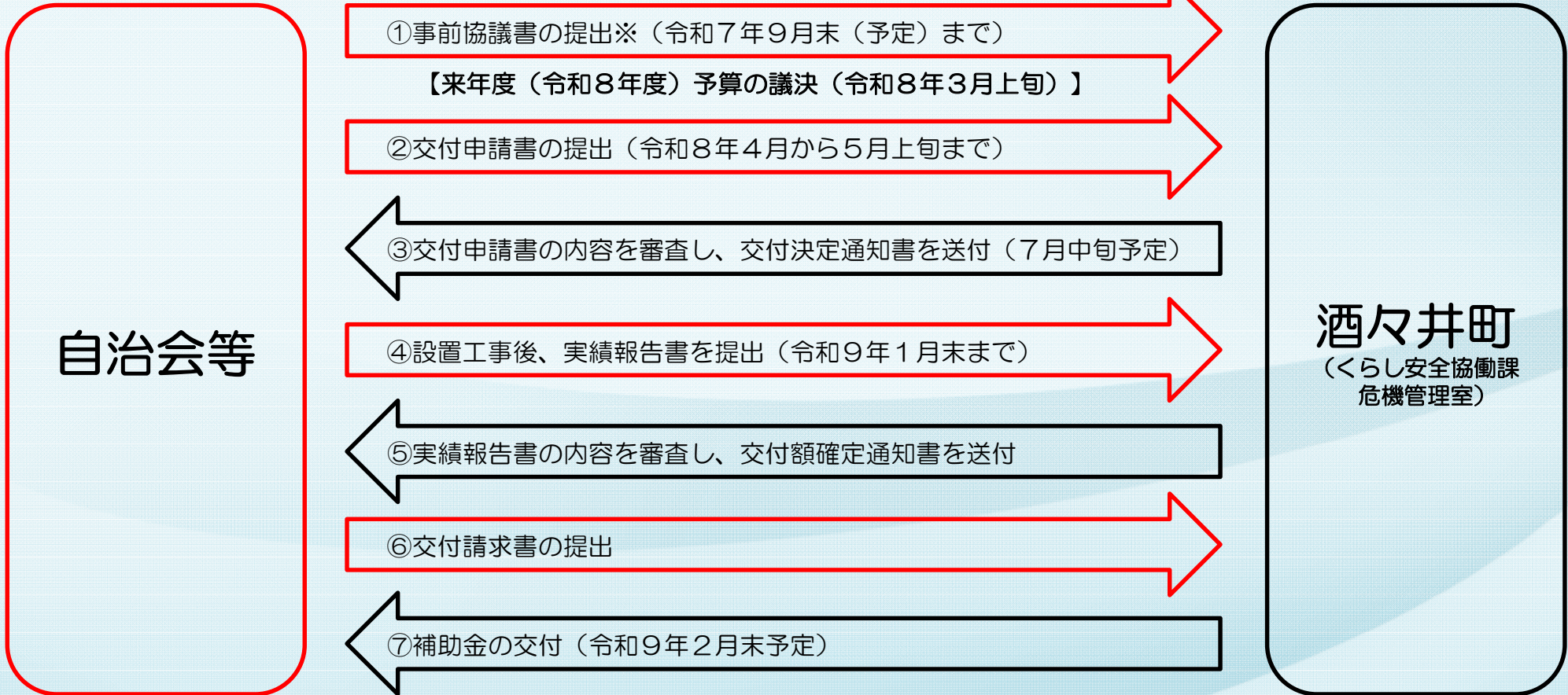


防犯カメラ設置事業補助金の流れ（令和8年度）

自治会等で防犯カメラを設置する場合には、防犯カメラ設置事業補助金の設置基準を満たせば補助金の交付を受けることができます。まずは、事前にくらし安全協働課危機管理室にご相談ください。

なお、本事業は、令和8年3月議会において、来年度（令和8年度）予算が可決され次第の実施となりますので予めご了承ください。

防犯カメラ設置補助金交付までの流れは以下のとおりです。



※①事前協議書の提出で交付を決定するものではありません。
事前協議書の提出団体数や令和8年度予算の状況により個別に調整させていただく場合があります。

〈問い合わせ〉
酒々井町役場くらし安全協働課危機管理室
☎043-496-1171（内線216）